

北海道昆布漁業略年表（一）

田 沢 伸 雄

西暦	年号	月日	事項
七九七	延暦一六	—	—
一三三四	建武元	—	—
一四二三	応永三〇	—	—
一五一四	永正一一	—	—
一五九〇	元正一八	一二・一	安東陸奥守、幕府に昆布五〇〇把、その他を献上する。
一五九三	文禄二	—	蛎崎氏、大館に移り安東氏より「松前之守護職」の地位の承認をうけ、役取人をおき諸国より渡來の商船、旅人より租税を徵収する（沖ノ口番所の始まりともいわれる）。
一五九九	慶長四	一一・七	蛎崎慶広、聚楽第において豊臣秀吉に拝謁し、蝦夷島主の待遇をうける。
一六〇四	元正一八	—	慶広、秀吉より国政の朱印状をうけ、蝦夷島の支配者として公認される。
一六三〇	寛永七	一一・二〇	慶広、大坂城西の丸において徳川家康に拝謁する。この時、氏を蛎崎から松前に改める。
	寛永九	—	慶広、家康より国政の黒印状をうける。
	寛永十	—	松前藩、箱館、福山、江差に冲ノ口番所を設ける。

本道海産物の記録の中でも昆布は最も古くから記されているもので、あり、また、松前藩時代には鰯、鮭と共に蝦夷三品と称され、本州へ移出されていたものである。一七世紀末に刊行された「本朝食鑑」によると「昆布奥ノ松前及ビ蝦夷ノ海中ニ生ズ（中略）。松前ヨリ越前敦賀ニ伝送シ、敦賀ヨリ若州ニ伝送ス。若州小浜ノ市人之ヲ製シテ若狭昆布ト号ス。若狭ヨリ京師ニ伝送シ、京師ノ市上ニテ之ヲ製シ京昆

布号ス。其味最も勝レリ」との記述が見られる。
本州、特に関西方面で珍重された本道産昆布が、いつ頃から採取され、どのような過程で漁業として発達してきたかということについては、「北水試月報」に掲載中なので略させていたゞくとして、ここでは昆布漁業に関わる主な事項を年次順にまとめてみた。

西暦	年号	月日	事項
一六四〇	寛永一七	六・一三	内浦岳（駒ヶ岳）噴火、岳下の太平洋岸一帯に津波、昆布取船一〇〇余隻を一瞬にして呑み込み、和夷人七〇〇余人溺死。
一六八二	天和二	—	越前敦賀の繁昌記「遠目鏡」が中村正記らによって編集される。同書によると当時の敦賀には松前藩の船宿二戸、松前物問屋三戸、江差宿二戸があった。
一六九一	元禄四	—	亀田・箱館奉行「定」に「一、昆布取場へ他国より直に船來り候は人遣し其船留置、様子早可申越候。一、昆布時分より早く新昆布商売候儀、堅命停止候」とあり、昆布の密売買及び若生昆布の乱獲を禁止している。
一七一七	享保二	—	「松前蝦夷記」に昆布に関する課役の記述がある。
一七三五	元文四	二〇	この頃、場所請負の制度が成立。
一七三九	寛延元	三・一六	松前藩、沖ノ口入品役を初めて設定。
一七四〇	寛保元	七・一	百姓の訴によりこの役を免ずる。
一七四一	四・一四	幕府、長崎において松田善蔵ほか二名を俵物買入役に任命。	
一七四八	三・八	この年の秋、松前藩は大坂桑名屋民蔵の船を雇い、昆布六〇〇〇駄、その他を船積したが、この年順風なく船荷とも箱館港泊、翌寛保元年五月同港を出帆、長崎にて荷物を売立てる。	
一七四五	宝曆二	松前藩、長崎の商人松田善蔵へ昆布一〇〇万斤を売渡すべく幕命をうける。	
一七五四	六	この年、松田元助上下五人昆布調として松前に来たが収支償わざ以後中止。	
一七五六	—	松前藩、財政窮乏につき城下、江差、箱館、東西村々に沖ノ口役金の増徴を申渡す。從来からの役金のほか「増口錢」と称して沖ノ口出入商品より一分口錢（売買価格の一〇〇分の一）を徵収、以後継続され沖ノ口税として定着した。	
一七五九	—	この年より始めて昆布駄につき一文銭を取り立てる。	
一七六一	—	長崎俵物支配方寺井平次郎、松前に罷下つて藩より昆布、煎海鼠、白干鮑の一手買請を許可される。	
一七六一	—	長崎俵物支配方寺井平次郎、再度松前に来て俵物一手買入の強化をはかり、長崎俵物一手請方の手先が渡米して買付にあたる。	

入たきむね藩に願い出る。

一七六五

明和二

一七七七

安永六

一七七九

八

五・一九
五・二〇

七・一七

松前藩、酉の年より丑の年まで冲ノ口一分口銭を五厘増して一分五厘とする。箱館においては四月一日に龜田番所で問屋商人に同上の件申渡す（丑年以降も継続）。

茅部の百姓徒党三〇〇人余、龜田村に參集。

五〇〇~六〇〇人余箱館に集合。村々小頭をして龜田番所に高間役金の宥免、昆布一手買の中止を訴える。

蛎崎重郎右衛門ならびに目付牧村崎右衛門、箱館到着。一二日より龜田番所において百姓徒党の一件につき吟味、村々小頭はじめ戸切地・泉沢の名主、給所茂戸地、富川、汐泊、喜古内の肝入等集合。二五日には昆布一手買の命令があつた場合には背反しないよう申渡し、龜田郷中よりその証文を取る。騒動の首謀者である箱館の市三郎、有川の文吉は七月月中旬に妻子をつれて欠落。

松前藩、この年より冲ノ口々錢の徵収を町方の請負に委ねる。

松前藩、この年より沖ノ口出入荷物口銭を五厘増し、都合二分とする。

「東蝦夷道中記」によると当時の昆布生産量は次のようにあった。

茅 部	二〇〇~	三〇〇石	沙 流	四、〇〇〇駄
虻 田	一〇、〇〇〇	三 石	一四、五〇〇	駄
野 田	六、〇〇〇駄	新 冠	一、〇〇〇	駄
絵 鞘	五、〇〇〇~六、〇〇〇	浦 河	一四、〇〇〇	駄
アブラコマ	三、〇〇〇	釧 路	八、〇〇〇	駄
白 老	一、二〇〇			

(注、駄・昆布五〇枚を一把とし、四把を一駄とする)

幕府、異国境取締のため東蝦夷地（浦河以東）およびその属島を松前藩から坂上知（期間七年間）させ、さらに八月、知内村から浦河に至る場所も管轄することを決定し、蝦夷地取締御用掛を設ける。また、各場所の請負制を官営として各場所に会所を設置する。

一七九九

一一

一一・一六

西暦	年号	月日	事	項
一八〇〇	一一	四・一二	この年、本道の産物売下げおよび漁場物資の仕入のため、江戸靈岸橋通りに産物会所を設ける。	
一八〇二	享和二	二・二三	東蝦夷地の箱館六ヶ場所（小安、戸井、尻岸内、尾札部、茅部、野田追）に村役人等をおき村並とする。	
一八〇四	文化元	五・一〇	幕府、蝦夷地奉行を新設。	
一八〇七		七・二四	蝦夷地奉行を箱館奉行と改称。	
一八〇九		一〇・二四	幕府・東蝦夷地の仮上知を改め永上知とする旨を松前藩に申渡す。	
一八一〇		一一	この年より尻沢辺、下湯ノ川、錢龜沢、石崎、小安の昆布浜役が金納となる。	
一八一二	文政一	九	幕府、箱館奉行所を福山に移し、松前奉行と改称。	
一八一四	天保三	一	この年、箱館地方における昆布の乾燥不良のため価格大暴落。	
一八一七	文政四	一	この年も箱館地方の昆布粗製のため価格下落。市中の名主、商家等が改良方を議して上申、六月官これを布告する。	
一八二〇	天保四	一	松前奉行、東蝦夷地直捌を廃止して各場所を請負に委ね、かつ請負人を入れによって決定する旨触出す。九月七日、松前奉行所にて入札を行う。	
一八二一	天保三	一	松前奉行、白尻領磯谷、鹿部の昆布浜役が金納となる。	
一八二二	天保三	一	この年より箱館の長崎儀物問屋が請負ってきた長崎交易定式昆布は元揃花折から長折昆布一、〇〇〇石と駄昆布一、〇〇〇石となる。	
一八二一	天保三	一	この年より長崎交易定式昆布は清国側の需要により長折昆布を三石昆布に変える。	
一八二二	天保三	一	箱館志苔の昆布業者の願により長崎交易定式昆布を長折昆布五〇〇石、三石昆布五〇〇石、駄昆布一、〇〇〇石とする。	
一八二一	天保三	一	松前氏復領し、漁場請負の方法は旧に復す。江戸の産物会所も廃止する。	
一八二二	天保三	一	三石昆布が払底し価格高騰につき集荷が困難となる。また、長折昆布の需要もあることから長崎交易定式昆布を長折昆布一、〇〇〇石、駄昆布一、〇〇〇石とする。	
一八三二	天保三	一	幌泉に遣し、昆布採取技術を習しめ、翌年より昆布を採取する。	
一八三五	天保六	一	長崎交易定式昆布の内訳を文政三年の旧に復し、長折昆布五〇〇石、三石昆布五〇〇石、駄昆	

一八四二

一三

布一、〇〇〇石とする。

松前藩、備蓄食糧として毎年「おしめ昆布」を福山五〇石、江差、箱館二五石づつ製造、貯蔵することを命ずる。

当時の昆布生産量は次のようであった。

幌別 二〇〇石 崑 泉 四、五〇〇石

三 石 一、五〇〇" 十 勝 二、〇〇〇"

浦 河 一、四〇〇" 鉄 路 二、五〇〇"

様 似 六〇〇"

沙流、新冠、静内 一、五〇〇石

箱館在茅部一円 四、〇〇〇"

箱館において刻昆布の製造を始める。

松前藩、築城のために増税、沖ノ口出入口錢を一分増し三分口錢とする。

幕府、松前藩に東部木古内以東、西部乙部村以北の地を上知させ、箱館奉行の管轄とする。

幕府、箱館奉行竹内保徳等の蝦夷地產物会所を江戸、大坂、兵庫、下関、新潟等に開設し、そ

の純益を沿海防備費に充当するという要請をうけて試みに江戸への設置を許可。

幕府、長崎、箱館両港において蘭・露両国との貿易開始を布告。

幕府、諸外国との修好通商条約により、箱館を通商貿易港として開港。

沙流場所請負人山田文右衛門、請負場所において投石による昆布の増殖試験を試み成果を収め、

文久三年（一八六三）から明治元年（一八六八）まで毎年投石を行う。

当時の記録によると各地の昆布生産量は次のとおり。

山越内（長切）四八石 三 石 一、二二二石

（折）一九" 浦 河 二、六九三"

三〇〇" 様 似 二、〇七三"

二八一" 崑 泉 一三、〇〇五"

七五" 十 勝 四、二六六"

勇 扃（刻） 三" 鉄 路 五、五六四"

天保年間

一八四三

七・一

一八四四

一・一

一八四五

一・一

一八五二

一・一

一八五七

一・一

一八五九

一・一

一八六〇

一・一

一八六三

一・一

文久三

一・一

万延一

一・一

安政二

一・一

嘉永四

一・一

一・一

一・一

一・一

一・一

一・一

一・一

一・一

西暦

年月

月日

事

項

一八六六	慶応二年	五〇二石	五〇二石	西暦
一八六九	明治二年	二九五石	二九五石	年月
一八七〇	三・一〇	八八	八八	月日
一八七一	七・八	新 冠 拝 提	新 冠 拝 提	事項
一八七二	九・一七	静 内 一、八七〇	静 内 一、八七〇	
一八七三	九・二八	箱館奉行、請負人山田文右衛門の投石による昆布藩殖法の普及を訓達。		
一八七四	一〇・一九	開拓使を設置し、使員詰所を民部省中に置く。		
一八七五	一〇・二九	蝦夷地を北海道と改称し、一一国八六郡を画定。		
一八七六	一一・一	開拓使、從來の西地における松前運上取立てを廃し、箱館、幌泉、寿都、手宮の四港にて取立ての旨を布達。		
一八七七	一一・一	開拓使、場所請負を廃止する旨を布達。		
一八七八	一一・一	開拓使、函館沖ノ口番所を海官所と改称、ついて幌泉、寿都、手宮にも設置。		
一八七九	一二・一	開拓使、場所請負人を當分漁場持と改称し、従前どおりの漁場經營を認める。		
一八八〇	一二・一	開拓使、幌泉場所の旧請負人杉浦嘉七に場所の引上げを命ずる。		
一八八一	一二・一	開拓使、西部一三郡の場所請負人に對し、官捌制の実施と施政一ヶ条を布達。		
一八八二	一二・一	東京、大阪、兵庫、堺、敦賀に函館会所を設け、本道物産の販売斡旋に從事させる。		
一八八三	一二・一	函館、幌泉、寿都、手宮海官所規則を布達（明治三年一月施行）。		
一八八四	一一・一	この年、開拓使は西部直轄場所の元漁場持等を少主典以下に任命する。		
一八八五	一一・一	運上金を廃止し、海產税を定め居民の直税とする。		
一八八六	一一・一	開拓使、柳田藤吉外三名に根室、花咲両郡の各場所三三ヶ所の新開を許す。		
一八八七	一一・一	柳田藤吉、自費をもって道内の渡島國と奥羽地方より二七戸の漁民を根室に移住させる。		
一八八八	一一・一	開拓使、產物会所規則及び直轄漁場元仕入金用達規則を定める。		
一八八九	一一・一	根室支厅、雨中の昆布採取を禁ずる。		
一八九〇	一一・一	開拓使、直轄地に漁場需要品貸与規則を設ける。		

一一一

海官所を海関所と改称し、函館ほか三港の海關所規則を改正。松前、江差の両海關所を館藩の

所轄とする。

一八七一

八・二〇

諸藩、寺院等への分領を廃止し、全道を開拓使の管轄下に置く。

一八七二

九・二九

開拓使、各郡永住人の從来の拝借地を沽券地とし、出稼人のそれはいぜん拝借地とすべき旨を布告。

一八七三

一・八

開拓使、本年より三年間外國貿易を除き、海關所輸出入品をすべて免稅とする旨を布告。

一八七四

一・二

開拓使、産物会所を閉鎖し、改めて東京、大阪、函館に貸付会所を設ける。

一八七五

一・三〇

海關所規則を改正。

一八七六

一・二〇

幌泉海關所を廃止し、室蘭、厚岸に海關所を設置する。

一八七七

一・二四

開拓使、北海道土地売貸規則、北海道地所規則を制定。

一八七八

一・二一

松前、江差の両海關所を開拓使の所轄とする。

一八七九

一・一九

この年、三石郡漁場の官捌を廃し、漁場持に委任する。

一八七一〇

一・一四

開拓使用達根本六兵衛ら一〇名、保任社を設立。

一八七一

一・一七

保任社開業、取扱所を函館、大阪等に設け、清国上海に出張店開通洋行をおく。

一八七二

一・一七

札幌本厅、浦河、様似両郡に拾ひ昆布処分法を定める。

一八七三

一・一九

開拓使用達に命じて北海道產物売捌所を東京江戸橋傍に設け、清国輸出を取り扱わせ、北海道產物商會と称する。

一八七四

一・一九

開拓使、漁場昆布場を自費で新聞するものに二年間の免稅を布達。

前年設立した保任社、本来の業務を実行することなく解散。

根室支厅、根室、釧路両国の漁場持に漁業資金を貸与する。貸与額は六、〇〇〇円、さらに六

月一七日には根室国へ六、〇〇〇円、釧路国へ一二、〇〇〇円を貸与。

一八七五

一・一四

開拓使、緑青銅屑等にて昆布の着色を禁ずる。

一八七六

一・一三

開拓使、全道各漁場ならびに昆布場の自費新聞の分は五年間免稅とする旨を布達。

一八七七

一・一三

北海道諸產物出港税則ならびに各港船改所規則を公布（四月一日施行）、海關所を船改所と改称。

開拓使、昆布製造法が粗雑になつたので精製に注意し、一束一函毎に製造人の住所氏名を記し

西暦年号月日

事

項

た木札をつけることを達する。

開拓使、各地方の漁業景状および昆布生立等を年々詳細に届出させる。

根室支庁、藤野嘉兵衛、鹿島万平外二名に資金三万円を交付し、漁業必需品の仕入方を委任し根室、釧路両国の漁民にこれらを貸与する。

根室支庁、昆布仕立方を制定する。

この年、浦河、様似、幌泉各郡の漁場の官捌を廃し、漁場持に委任する。

内務・大蔵両省ならびに開拓使合議して清国直貿易のため広業商會を創立（一〇月一日開店）。

開拓使、明治七年一〇月布達の緑青銅屑等をもって昆布への着色禁止を厳守するとともに、飲

食物等への着色販売も禁示する旨を布達。

開拓使、漁場持を廃し、漁場昆布場は営業志望の者に割渡することを布達。

函館支庁、漁場昆布場地租創定順序を制定。九月三〇日、札幌本庁、同様の規定を制定。

開拓使、営業不相当の漁場昆布場借受けの者に上地を命じ、さらに志望者に割渡すべき旨を布達。

大政官布告をもって、北海道地租は当分地価の一〇〇分の一と定める。

根室支庁、新開の漁場昆布場以外の営業出願を差しとめる。

札幌本庁管轄の昆布場は日高国沙流、新冠、静内、三石、浦河、様似、幌泉の七郡と十勝国十

勝、広尾の二郡と定める。

根室支庁、漁場昆布場の転貸を禁ずる。

根室支庁、昆布尺量法を定める。

開拓使、函館に相場会所を設ける。

根室支庁、昆布採取者定めの場所の昆布を取りつくさずに、他境に入り採取することを禁ずる。

北海道諸産物出港税則並各港船改所規則を改正し、吉岡、当別、江良、熊石、岩内、古平、石狩、浦河、根室、振別に船改派出所を置く（九月一日施行）。

根室支庁、花咲郡収穫昆布検査仮規則を定める。

北海道地券発行条例を制定。

一八七六
一八七七

一〇九

四・一
七・一
八・二二
八・二一
六・一
七・五
九・二一
九・二六
二・二三
九・二八
二・一九
五・一
六・二六
六・七
七・四
七・二四
八・六
八・二
八・一
三・二三

この年、根室支庁、花咲郡函舞において昆布の屋内乾燥試験を始める（試験期間二年間、明治一二、一三年は作業条例により営業を行う）。

根室支厅、寄昆布を拾う者は今後その地名を定め、願済の上営業すべき旨を達する。

概室支厅 漁業資金貸付規則を定めた
銀室支厅管内で従来無税であった拾い昆布、布海苔等に対し、本年より海産税を課す。

函館支庁管内各郡海産税のうち、定税金納あるいは無税海産分を本年より収穫高に応じ、すべ

開拓使、先に緑青等による昆布の着色を禁じたが、今後染料の如何を問わず昆布の着色を厳禁する。

開拓使、先に漁場昆布場自費新開の分は五年間の免稅を達したが、地形的に開業難易、收穫多寡の差があるため、実地を調査し、さらに二、五年間現品稅を免ずる。

開拓使七重勸業試験場、茅部郡尾札部村字稻荷浜地先三九〇坪を試験区として新舊馬鹿言葉の行う。

札幌本庁、漁業資金貸与規則を公布

札幌本庁、海產物検査例則を定める

開拓使、海産物を納税前に売却する者は処分の旨を達する。
開拓使、本年三月布達の染料の如何を問わず昆布への着色禁止条項を取消し、毒物を含有する染料での着色のみを禁止する。

東京、大阪、函館の貸付会所を廃止

根室支厅、屑昆布買上げおよび代価蓄積法を定める。

開拓係 小樽に植林会社を設立し、銀杏木の植樹を奨励する。

札幌本府、後志国九郡、石狩国三郡の海産物収税検査例則を定める。

北海道諸物産出港税則並に各港船改所規則を改正し、増毛郡増毛に船改派出所を設ける。

西暦	年号	月日	事項
一八八四	一	九・一四	海産税を北海道物産税と改める。
一八八三	一五	九・二八	開拓使、昆布の繁殖成長に妨害となるスガモを毎年駆除するよう達する。
一八八二	一四	九・二七	根室支庁、昆布の仕立方粗雑になるを以て、十分に注意し精製すべき旨を達する。
一八八一	一五	四・二七	この年、高島郡祝津村において昆布からヨードを試製する。
	一六	四・二八	根室支庁、漁業資金貸与の適正化と貸与金の償還に努力するよう達する。
	一七	四・一三	開拓使を廃止し、函館、札幌、根室の三県を設置。
	一八	四・二二	漁業資本金四八万八、〇〇〇円を五〇万円に改め、うち四〇万円を漁業資本金に、一〇万円を昆布採取資本金にあてる。
	一九	六・二二	漁業資本金四〇万円のうち、一四万円を函館県、一九万円を札幌県、七万円を根室県に交付する。また、昆布採取資本金一〇万円のうち、三万円を札幌県、七万円を根室県に交付する。
	二〇	七・一五	根室県、昆布採取期日を各地営業人総代において定め、郡長の許可を得て着手することを布達する。
	二一	八・三	農商務省、三県に命して昆布の監造を戒め改良を図らせる。
	二二	八・二四	根室県、昆布採取資本金貸与規則、漁業資本金貸与規則を仮りに定める。
	二三	一〇・二六	根室県、昆布改良諮詢会を開催。
	二四	一一・一五	函館県、粗悪な昆布を混入し信用を欠くので、明治八年三月の布達を厳守するよう達する。
	二五	一二・二六	商業商工会は事業不振のため、官借金の償還不足が三五万円余になる。
	二六	一・二九	農商務省に北海道事業管理局を設置、旧開拓使の官営事業を所管させる。
	二七	四・二七	根室県、昆布採取取締規則を公布。
	二八	七・二七	札幌県、昆布製造改良諮詢会を浦河にて開催。
	二九	一・二二	札幌県下輸出昆布改良組合成立。
	三〇	一・一六	根室県、昆布採取資本金貸与規則を布達。
		千島国および紋別、常呂、網走、斜里の四郡において拾い昆布税（収穫高の現品一割）を徵收する旨を布告（五月一日施行）。	

五・一三

函館県、漁業組合条例を布達。

根室県、前年四月公布の昆布採取取締規則を改正。

九・四

函館県、水産談話会を函館にて開催。

一二・二五

函館県、漁業資金貸与取扱規則を布達。

一・一九

根室県、漁業資金貸与規則を布達。

三・六

根室県、同業組合準則を布達。

三・三〇

船改派出所を釧路、花咲に設置。

七・一八

本年二月以来、函館商人と在函館清国商人との間に紛議が生じ、貿易停止一〇〇日余に及ぶが、この日協議がととのい契約を締結する。

八・四

大政官大書記官金子堅太郎、行政改革調査のために来道、道内を視察し一〇月二日帰京、北海道三県巡視復命書を提出する。

八・二六

室蘭船改所を廃し、余市、鬼鹿、利尻に船改所を設置。

一〇・六

根室県、前年改正した昆布採取取締規則を再度改正する（一九年一月施行）。

一・二六

この年、広業商會営業不振により業務を停止する。

五・六

三県一局を廃止し、北海道庁を設置。函館、根室に支庁を置く（三月一日開庁）。

六・二九

農商務省、漁業組合準則を定める。

八・一三

北海道土地払下規則公布（北海道土地売貸規則、北海道地所規則は廃止）。

一一・二四

登記法公布（二〇年二月一日施行）。登記法の施行により北海道地券発行条例は廃止。

一二・二八

北海道庁、漁業組合準則を管内に布達。

函館、根室二支庁を廃止。

二・二八

この年より明治二年まで様似水産組合の原田嘉七、冬島海岸で昆布礁造成のため投石及び雑藻駆除を行う。

三・一八

北海道水産税則公布、物産税並びに出港税は廃止される。

四・一九

官金の貸与は停止され、従来の貸付金は勧業委託金として道庁の処理するところとなる。

五・二

北海道水産税則施行細則公布。

水産物営業人組合規則公布。

一八八七

二〇

一八八六

一九

一八八五

一八

西暦	年号	月日	事項
九・一	二一	三・一九	道府属赤壁二郎、函館共同商会頭取遠藤吉平、東京府民鹿島万兵衛を本道水産物の販売状況等調査のため清國に派遣する。
九・一	二一	六・三〇	この頃より、亀田郡水産組合、釜谷、小安、石崎、古川尻、湊、銭龟沢、志苔、根崎等で昆布礁造成のため投石を行う。
九・一	二一	一〇・一九	北海道庁、北海道水産物取締規則を公布し、水産物の蕃殖保護の制を設ける。
九・一	二一	一〇・一九	明治九年設立の広業商會解散する。
九・一	二一	一〇・一九	北海道庁、全道各地の昆布業者総代一五名、函館の水産商二名を札幌に召集し、昆布諮詢問会を開催する。
九・一	二一	一〇・一九	水産物現品税廃止後、水産製造物粗製につき取締りを諭達。
九・一	二一	一〇・一九	函館に日本昆布会社創設される。ついで昆布生産者連合組合が結成される。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社、三井物産会社と契約し、輸出昆布の代金取扱等の事務を委託する。
九・一	二一	一〇・一九	札幌区齊藤承明、「昆布ニ関スル意見書」を内務、農商務両大臣並びに北海道長官に建議する。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社と昆布生産者連合組合との協議決裂するも、互に譲歩解決する。
九・一	二一	一〇・一九	昆布の蕃殖保護のため、日高国及び上磯、室蘭、幌別、広尾、十勝、白糠、釧路、厚岸、花咲、國後の各郡における新規昆布採取を不許可とする（明治三〇年廃止）。
九・一	二一	一〇・一九	北海道庁、昆布製造取締規則を公布。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社、昆布生産者連合組合との契約を改めて委託販売とする。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社、負債のため東京支店の財産を差押えられる。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社整理委員会を開く。
九・一	二一	一〇・一九	北海道庁、漁業報告例を定め、毎年度漁業組合より提出させる。
九・一	二一	一〇・一九	日本昆布会社、從来の資本金一〇〇万円を二十五万円に減資を決める。
九・一	二一	一〇・一九	貨幣法公布（金本位制確立、一〇月一日施行）。
九・一	二一	一〇・一九	北海道国有未開地処分法公布（四月一日施行）。これにより北海道土地払下規則、その他本法に抵触する規程は廃止。

府立の水産試験所を高島郡高島村に設ける。

北海道水産物取締規則は廃止。

砂原村の昆布採取者、この年より明治三五年まで昆布礁造成のため投石を行う。

この年、日本昆布会社解散、生産者も連合組合を解散する。

函税法公布（八月四日施行）。同法の施行にともない昆布輸出税は廃止。

函館刻昆布同業組合を組織。

坂田孫六、この年より一〇年間継続し、函館湯ノ川沖に自費をもって昆布礁造成のための投石を行う。明治四三年以降は村民がこれを継承する。

北海道地方費法公布（四月一日施行）。これにより從来国税に属した水産税は地方税に委譲となる。

北海道厅、明治三四年度北海道地方税水産税賦課規則を公布。

漁業法公布（三五年七月一日施行）。

北海道厅、北海道水産税区々域名称と定める。

高島水産試験所を水産調査所と改める。

地方費をもつて北海道水産試験場を高島郡高島村に設置する。

北海道厅、北海道地方税賦課規則を公布、明治三五年度より施行。前年公布の同名規則は廃止。農商務省、漁業組合規則、水産組合規則を公布（七月一日施行）。

北海道厅、水産組合規則施行手続を公布。

北海道厅、明治三〇年公布的北海道漁業取締規則を廃止し、新たに北海道漁業取締規則を公布。

同日、漁業法施行細則も公布。

北海道厅、漁業組合規則施行細則を公布。

この年より三年間、白尻村の昆布採取者、昆布礁造成のため投石を行う。

北海道厅、新たに北海道漁業取締規則を制定し、從来施行中の各種保護規則、取締規則を廃止し、本規則に統一する。

函館水産組合、この年より明治四〇年まで大森町字高森金堀川沖より新川沖にて昆布礁造成の

西暦	年号	月日	事項
一九〇六	三九		ため投石を行う。
一九〇七			北海道厅、明治二六年公布の昆布製造取締規則を改正する。
一九〇八			三石水産組合、この年より明治四五年まで昆布礁造成のため投石を行う。
一九〇九	四〇		根室水産組合、この年より歎舞村地先で昆布礁造成のため投石を行う。
一九一〇	四一		鹿部村の昆布採取者、この頃二ヶ年にわたり昆布礁造成のため投石を行う。
一九一一	四二		北海道水産組合連合会設立許可。
一九一二	四五		落部村の昆布採取者、この年より昆布礁造成のため投石を行う。
一九一二	四五		留萌水産組合及び鬼鹿水産組合、昆布漁場内のスガモ駆除を行う。
一九一二	四四		浦河水産組合、この年より明治四四年まで昆布礁造成のため投石を行う。
一九一二	一〇・二八		北海道水産試験場並に同分場を地方費より国費支弁とし、高島水産調査所を統合して北海道水産試験場及び同千歳支場、西別支場とする。
大正元年	一〇・三〇		改正漁業法公布（四四年四月一日施行）。
	四・二一		北海道厅、水産物製造取締規則を公布（八月一日施行）。これにより昆布製造取締規則は廃止。
	四・二二		室蘭、釧路、稚内に北海道水産試験場員駐在所を設置。
	三・三〇		北海道厅、漁業組合令施行細則を公布。
			様似水産組合、この年より昆布漁場内の雜藻駆除を継続実施する。
			北海道水産税々区を廢止（大正二年四月一日施行）。